

29市協第290号
平成30年3月6日

上田中央地域協議会
会長 中澤 純一 様

上田市長 母袋 創一
(市民参加・協働推進課)



回 答 書

平成30年1月17日付で貴地域協議会から提出のありました意見書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 件 名 運転免許返納者に対する交通手段と支援策について
- 2 回答内容 別紙のとおり

運転免許返納者に対する交通手段と支援策について

意見書に対する回答

提　言

(1) 運転免許手続きや支援策の周知

運転免許の返納手続きと支援策を併せて済ませられる仕組が必要であり、また、支援策を知らない人が6割ほどいる現状では、更なる広報・周知も必要である。

(2) 運転免許返納後の交通手段の確保

運転免許返納後は、市の支援策である補助券が終わった後や、家族の都合が合わないなどの理由により、交通手段が限られてしまう。

(3) 運転免許返納後の社会参加の機会の確保

運転免許返納後は交通手段が限られてしまうことなどにより、社会参加の機会が減り、閉じこもりにつながっていく危険性があるため、社会参加を促すきっかけづくりとなるような施策が必要である。

関係する組織が個別に取り組むのではなく、連携した取組とする必要があるため、以下のとおり提言します。

記

運転免許を自主返納した高齢者が返納後も不安なく生活ができ、引き続き社会参加ができるように、具体的な総合支援策を構築することを目的として、保健・医療・福祉などの専門分野だけでなく、生活に深く関連のある商工団体や警察などで構成する「協議会組織」を立ち上げて、取り組んでいただきますように提言します。

(回答) 管理課、高齢者介護課

(管理課)

運転免許証自主返納促進事業につきましては、平成29年4月1日の事業開始から、広報うえだに2回掲載したほか（平成29年4月1日号・平成30年1月16日号）、市のホームページ、行政チャンネル、ツイッター、ラジオ番組でのPRやタクシー車内へ概要説明書を置いていただくなどPRに努めております。

また、市の各施設の窓口や上田警察署、丸子警部交番でのチラシの配布、加えて福祉部局と連携し、各地域包括支援センターの会議で事業内容の説明を行うなど、様々な手段で周知を図ってまいりました。

今後も、引き続きこれまでのPRを継続するとともに、警察と連携しながら、地域における各種の会合に機会を捉えて説明に伺うほか、新たにタクシーにマグネット版のポスターを掲示することや有線放送などを利用し、更なる周知に努めてまいりたいと考えております。

本事業につきましては、急速に高齢化が進む中で、高齢者による高速道路の逆走やブレーキとアクセルの踏み間違えによる交通事故が多発し社会問題となっていることを踏まえ、運転に不安のある方などに対し、運転免許証の自主返納を促し、高齢者等の交通事故防止とともに、返納後に公共交通を利用していただくきっかけづくりとする目的として実施しております。

市では、タクシーのほか、日常生活に必要な一定程度のサービスレベルを確保するため、路線バス、市営バス、鉄道等の公共交通の維持確保に努めており、その中で、路線バスについては、上限300円または500円で上田市内を移動することができる運賃低減バス実証運行もありますので、「乗って残す」「乗って活かす」を合言葉に、タクシー利用補助券を使い切った後は、これらの市内公共交通を、目的に応じて使い分けて利用していただきたいと考えております。

また、豊殿地区では、平成19年から地域内にお住いの高齢者等の通院や買い物などを支援するために、地元のまちづくり協議会や自治会連合会などの住民自治組織が中心となりコミュニティバスを自主運行しております。このバスは、地域住民の皆さんのが自ら運行経費の一部を負担しており、市でも補助要綱に基づき、運行経費の1/3以内で上限100万円の補助を行っています。

市といたしましては、現在の市内循環バス及び実証運行中の運賃低減バスについては、更なる利用増を図るためにも、高齢者や運転免許返納者等が更に乗り易くすることを考慮し、高齢者にやさしい運賃体系について研究してまいりたいと考えております。

また、今後は、行政や事業者側の取り組みだけでなく、豊殿地区のような地域における取り組みも大変重要であることから、自主運行バスも含めたそれぞれの地域の実情に合った交通手段の確保について、地域自ら検討を進めていただき、その支援に努めてまいりたいと考えております。

これらのことから、御提言の「具体的な総合支援策の構築に向けた協議会組織の立ち上げ」につきましては、高齢者等の移動手段を確保する施策が、高齢者福祉、市民協働など様々な要素が含まれるため、まずは府内関係部局と連携を図り、より機能的な支援策について研究してまいりたいと考えております。

○ (高齢者介護課)

運転免許自主返納者に対する交通手段と支援策ですが、返納者に限らず高齢者をはじめとする交通弱者の支援について、大変重要な課題であると認識しております。

現在、交通手段については、「高齢者等外出支援サービス」「福祉有償運送サービス」などの直接的な移動支援のほか、買い物等の支援を行う介護保険制度による「訪問介護」や介護予防・日常生活支援総合事業の「生活支援型訪問サービス」などを行っております。

直接的な移動支援として行っている「高齢者等外出支援サービス」「福祉有償運送サービス」は、公共交通機関の利用が困難な方を対象としており、元気な高齢者の方には公共交通機関の利用をお願いしている状況ですが、御提言にもあるとおり利用がしづらいとの声もいただいております。

また、社会参加の機会の確保や閉じこもり予防等に繋げる支援として、「高齢者等地域サロン設立資金助成事業」や「地域リハビリテーション活動支援事業」を行っており、市内各所で集いの場は増えておりますが、会場までの移動手段も課題となっております。

一方、市内のある地域では、外出する手段が少ない方同士で日時等を調整し、乗り合わせでタクシー利用をされているという事例も聞いており、こうした小さな取組みが市内各所に広がればよいと考えております。

こうした地域での住民助け合いによる生活支援サービス（移動・外出支援を含む）を推進するため、日常生活圏域毎に生活支援コーディネーターを配置し、専門職・住民等による地域課題を話し合うための協議体の設置を平成30年度から進めてまいります。

この協議体において、生活支援コーディネーターが中心となって、地域で必要な生活支援サービスの担い手づくり、マッチングの支援を行い、「住民が主体となって行う助け合い活動による地域づくり」を進めていくことができるよう準備しております。

これらのことから、御提言の「具体的な総合支援策の構築に向けた協議会組織の立ち上げ」につきましては、助け合いによる移動外出支援に係る施策が、高齢者福祉だけでなく、地域交通政策、市民協働など様々な要素が含まれるため、まずは府内関係部局と連携を図り、より機能的な支援策について研究してまいりたいと考えております。